

# 療養費支給申請書（はり・きゅう）記入例

健康保険 被保険者 家族 療養費 支給申請書		はり・きゅう専用 (被保険者記入用)				
1 被保険者証	記号	987	番号	654321	生年月日	昭和平成・令和 ××年×月×日
	氏名	(フリガナ) ケンポ タロウ 健保 太郎				
2 住所	〒100-0000 東京都渋谷区〇〇 ×-×					
	△△マンション×××号					電話番号 (日中の連絡先)
事業所名称	株式会社 〇〇〇〇		3 提出委任	<input type="checkbox"/> 本申請書の提出を事業主へ依頼します。 (事業主経由(依頼)する場合は✓)		

【ご注意ください】 家族(被扶養者)の方の療養費であっても、被保険者情報の欄には、被保険者の氏名、生年月日、住所などをご記入ください。

長 込 先	金融機関名称	〇〇〇〇	銀行・信金・信組 郵便・協信・信連・信業連	金融機関・支店コード	×	×	×	×	-	×	×	×
	△△△△	支店・支所 支所・支所	種別と口座番号	普通 当座	×	×	×	×	×	×	×	×
口座名義 (カタカナで記入)		ケンポ タロウ										

5 申請	施術された方	<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者 <input type="checkbox"/> 家族(被扶養者)		4 第三者行為によるものですか	※ はい・いいえ												
	家族の場合はその方の	氏名	生年月日	昭和・平成・令和	年	月	日	続柄( )									
6 同意記録	傷病名	頸腕症候群		免病又は負傷年月日 (療養開始日)	平成 令和	元	年	5	月	頃	日						
	免病又は負傷の原因及び状況	時間帯	勤務時間中・勤務日の休事中・出張中・私用中・出勤途中・退勤途中・その他( )														
		場所	会社内・路上・駅構内・自宅・学校・その他( )														
		原因	交通事故・ケンカ・スポーツ中・職場行事・その他( )														
状況	肩肘に痛み 日常生活における疲労の積み重ね。																
施術を受けた施術所	名称	〇〇鍼灸院		施術者氏名	〇〇 〇〇												
	所在地	東京都新宿区△△ ×-×		施術に要した費用	×, × × × 円												
施術期間(支給期間)	平成 令和	元	年	5	月	5	日	から	平成 令和	元	年	5	月	30	日	まで	(日数 3 日)
同意記録	氏名	〇〇〇〇病院		同意年月日	令和元年5月3日		傷病名	頸腕症候群		要加療期間	3か月						
	同意医師	健保 一郎		東京都新宿区△△ ×-×													
	再同意医師																

※ 傷病の原因が第三者の行為による場合は、「第三者行為による傷病届」の添付が必要となります。

この申請書は2枚1セットです。2枚目の「はり・きゅう施術者記入用」も必ずご提出ください。

マイナンバー記入欄(被保険者証の記号番号を記入した場合は記入不要です。)

7

社会保険労務士の  
提出代行名記載欄

記入もれや誤りが多いところ(特にご注意ください。)

- 被保険者証の記号及び番号は、保険証に記載されています。
- 家族(被扶養者)が受診した場合でも、被保険者の氏名などの情報をご記入ください。  
被保険者が亡くなられた場合は、申請者(相続人)の氏名、住所、振込先口座をご記入ください。  
申請者(相続人)の氏名は被保険者名の横にカッコ書きでご記入ください。  
その際、被保険者と申請者(相続人)の続柄など身分関係を確認できる書類(戸籍謄本原本)を添付してください。
- 事業所(事業主)経由で提出される場合は、提出委任に✓を付けてください。
- 「はい」と答えた場合は、別途「第三者行為による傷病届」の提出が必要となります。  
詳しくは、当組合(右上の電話番号)にお問い合わせください。
- 対象者が家族(被扶養者)の場合は、氏名、生年月日、戸籍上の被保険者との続柄をご記入ください。
- 健康保険扱いで、はり・きゅうの施術を継続して受ける場合は、6か月に一度、必ず医師の再同意が必要となります。
- ①の被保険者証の記号及び番号を記入した場合、マイナンバーの記入は不要です。

## 保険適用となる疾病

主に下記6疾病で有、慢性病で保険医による適当な治療手段がない場合に限り保険適用となります。

対象となる疾病：神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症

※神経痛・リウマチなどと同等の慢性的な痛みを主な症状とするものについては上記以外でも認められることがあります。  
はり・きゅうの対象疾病であっても、同時に同疾病の治療を医療機関で行っている場合は対象外となります。

疲労回復・慰安・予防を目的とする施術は対象外となります。

※ご記入いただいた内容を訂正する場合は、二重線で抹消し、正しい内容と被保険者の署名(サイン)をご記入ください。

## 添付書類

注：同意書、再同意書の交付に当たっては、医師による診察が必要となります。

領収書の原本	診療に要した費用の全額を自己負担していることが確認できる領収書の原本
医師の同意書 (施術報告書)	初回 適当な治療手段がなく、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意書 6か月ごと 6か月を超えて引き続き施術が必要な場合は、診察を受けた医師からの再同意書と再同意に当たり、はり・きゅう師から交付された施術報告書の写し

この申請書は2枚1セットです。2枚目の「はり・きゅう施術者記入用」も必ずご提出ください。